

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する
慰労金給付事業実施要綱

制定 令和2年8月14日 子高第577号
改正 令和3年3月30日 子高第1503号
子ども生活福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日付け厚生労働省発子第0630第2号・発障0630第1号・発老0630第1号）及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日付け老発0619第1号）（以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員（以下「職員」という。）は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、及び介護施設・事業所での集団発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(慰労金の給付対象及び額)

第3条 知事は、慰労金の給付対象となる職員として次の各号のいずれにも該当する者に対し、慰労金を給付する。

(1) 実施要綱3(1)①アの介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。

ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については対象となる。

(2) 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者。

なお、10日以上勤務とは、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、本県における新型コロナウイルス感染症患者第1例目発生日である令和2年2月14日より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上であることとし、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として参入しないこととする。

(3) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従業員

者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)

- 2 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るものとする。
- 3 慰労金の金額は、実施要綱3(2)イに基づき、別表のとおりとする。

(慰労金の申請)

第4条 慰労金の給付を受けようとする給付対象者は、慰労金(介護分)個人申請書(別紙様式第1号)により申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が職員から委任を受けて代理申請・受領を行い、介護サービス事業所・施設等から職員に給付することができる。職員から委任を受けて代理申請をしようとする者は、交付申請書(別紙様式第2号)により申請しなければならない。

(申請の受付開始日および期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は、知事が別に定める日とする。

- 2 慰労金の申請は、やむを得ない場合を除き、令和3年5月末までに行わなければならない。

(給付の決定及び支払い)

第6条 知事は、第4条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、適当と認めるときは、慰労金の給付を決定し、その内容を申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

- 2 介護サービス事業所・施設等は、県から慰労金の支払いを受けたときは、速やかに受領委任を受けた者に対して慰労金を給付しなければならない。
- 3 介護サービス事業所・施設等は、慰労金の給付に関して、事務手数料、振込手数料その他いかなる名目を問わず、これを徴収してはならない。

(慰労金の支給等に関する周知等)

第7条 知事は、慰労金給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、ホームページその他の方法により周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事は前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備等による振込不能等があり、県が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、かつ、申請日から2か月後の末日までに給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、次の各号に該当する者に対しては、慰労金の返還を求めるとする。

- (1) 慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者
- (2) 偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者
- (3) 複数の機関から慰労金の給付を受けた者

2 前項の返還が生じた場合については、第11条第2項及び第3項を準用する。

(実績報告)

第10条 代理申請・受領を行った介護サービス事業所・施設等は、委任を受けた給付対象者に慰労金の支給が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(別紙様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別実績額一覧(様式4及び別添)
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業完了報告書(事業所単位)(様式5)
- (3) 介護慰労金受給職員表(法人単位)(様式6)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(慰労金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る慰労金給付事業の実施結果が給付した内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、給付すべき慰労金の額を確定し、介護サービス事業者・施設等に通知するものとする。

2 知事は、介護サービス事業者・施設等に交付すべき慰労金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、給付金返還命令通知書(別紙様式第4号)により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止等)

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和2年法律第27号)に基づき、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

2 本慰労金は、所得税法(昭和40年法第33号)の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。

(給付金の経理)

第 13 条 介護サービス事業所・施設等は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した交付金については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 慰労金の申請を行う介護サービス事業所・施設等は、別に定める補助金交付要綱により交付される補助金の申請を行う場合であっても、本要綱に定める様式を用いることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業	区 分		支給額
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）における介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員	（訪問系サービス） 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 （その他の介護事業所・施設等） 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日 （注）以降に当該事業所・施設で勤務した職員	20万円
		それ以外の職員	5万円
	② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員		5万円

注) 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日